

令和元年6月24日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03226

研究課題名(和文) 民事訴訟における「手続集中」理念とその諸方策に関する研究

研究課題名(英文) The Study of Procedure Concentration in the Civil Suit.

研究代表者

松村 和徳 (MATSUMURA, KAZUNORI)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：20229529

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、民事訴訟における「適正・迅速かつ公正な裁判」の実現はなぜ「手続集中」に委ねられたのか、その根源(一八九五年のオーストリア民訴法)に遡り、現在に至る変遷を明らかにし、わが国におけるこの実現に関する将来の展望を試みたものである。そして、本研究では、「手続集中」理念がわが国大正民訴法改正に大きな影響を与え、現行民訴法に受け継がれていることを明らかにし、手続集中のための方策の重点は上訴まで含めた審理システムの構築と訴訟主体(裁判官・当事者)の行為規律との組み合わせにあり、とりわけ、裁判官の積極性が手続集中の鍵となる旨主張し、「弁論主義」の存在意義に関する批判的検討を展開した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究では理論と実務の架橋をめざし、根源、沿革、複眼という三つの観点から考察した。つまり、研究対象(手続集中理念)について、その生成及び本来の意味は何であったかといった根源を探求した。そして、その沿革を探り、その対象の変遷とその理由・背景とを追求した。そのうえで、その研究対象の現在的意義を、類似物や諸外国のそれと比較しつつ、地域性、社会性、経済性など多面的・複眼的視点から探求した。これらの考察に基づき、現在の民事訴訟実務における研究対象の現実的検証を試みたものである。こうした研究は法律学と法律実務間の連動・関係性を考察するモデルを提供し、かつ裁判実務及び立法にも寄与するものと考えている。

研究成果の概要(英文)：The Realization of Proper, Quick and Fair Trial is a major issues in Civil Procedure and depends on Procedure Concentration. In this study revealed the generation and development of Procedure Concentration, in particular in Austria and Japn. There are various measures for Procedure Concentration. The important thing is the trial system and the discipline of the judges and the parties. The most fundamental instrument to ensure the ending of a litigation within a reasonable time in Austria Civil Prosedure is Neuerungsverbot (the prohibition to raise new facts or bring new evidence in second instance). Therefore, all claims and defences have to be presented in first instance. In that case, the Key is Judge's aggressiveness. Further, Judge's aggressiveness helps to find the truth and to realize a fair trial. In Japanese Civil Trial we have to consider deeply Judge's aggressiveness to realize a proper, quick and fair trial

研究分野：民事訴訟法

キーワード：手続集中 裁判官の積極性 弁論主義 適正・迅速かつ公正な裁判 オーストリア民事訴訟法 フランツ・クライン

1. 研究開始当初の背景

民事訴訟の理論と実務における最大の関心事は、歴史的にも比較法的にも、いかに適正、迅速かつ公平な裁判が実現できるかである。平成8年に大改正された現行民事訴訟法も、この目的を実現すべく、争点整理手続と集中証拠調べを導入した争点中心型の審理方式を採用した。立法当初は、期待どおりの成果が得られたが、しかし、最近では漫然と緊張感のない状態に至っているとの指摘が実務よりなされている(「民事訴訟の迅速化に関するシンポジウム」判タ1366号4頁以下(2012)など)。「真実に合致した裁判」と「迅速な裁判」という相互に相反すると思われる目的を実現するためには、どうすればいいか、これは民事訴訟法研究者にとって回避できないテーマである。本研究は、この「真実に合致した、迅速な裁判の実現」のために立法史、実務史的にどのような試みがなされてきたか、その系譜と変遷をたどり、かつその試みの成功と失敗を検証しながら、今日の民事訴訟のあるべき姿を探るものである。

研究代表者は、2012年5月における早稲田比較法研究所連続講演会「日本法の中の外国法」において、「わが国におけるオーストリア民事手続法の受容」を演題とした講演を行った。そこで、わが国固有の民事訴訟法の創設が試みられた大正民事手続法改正において、オーストリア法で強調された「手続集中」理念に基づく「適正かつ迅速な裁判」実現がわが国の民訴法の手続形成に大きな影響を与えていたことを明らかにした(詳細は、拙稿「わが国におけるオーストリア民事手続法の受容 「手続集中」理念と大正民事訴訟法改正」早稲田大学比較法研究所叢書43号「日本法の中の外国法」213頁以下参照)。そして、「適正かつ迅速な裁判」実現の手段としての手続集中は 手続審理構造(システム)の変革と 訴訟主体の行為規律化という手法で実現されようとしたこと、わが国大正民事訴訟法改正では、この の局面で準備手続を創設し、 の局面で裁判官の職権拡大で対処されたことを、とくに準備手続の創設過程を中心に検証しながら、明らかにした。

しかし、これは、「真実に合致し、迅速な裁判の実現」のために大正改正の試みの一端を明らかにしたにすぎない。その後のわが国における試みを網羅的に追証し、検証したのではない。しかも、準備手続はその後何度も改変され、現行の争点整理手続に至っている。職権主義についても評価、検証が不可欠である。他方、わが国が範としたオーストリア民事訴訟法の手続集中理念は、母法ドイツ法にも大きな影響を与え、とくに1924年、1977年の改正法はこの理念に基づくものであり、これがわが国にも大きく影響を及ぼしている。さらに、オーストリア法ではこの審理構造が1983年、2002年の大改正で大きく改正されている。しかし、これまで、現在に至るこの変遷に関する研究は十分に実施されていない。それゆえ、「手続集中」理念をキーワードとして「真実に合致した裁判と迅速な裁判の実現」のためにどのような試みがなされたかを明らかにすることは、わが国民民事訴訟法学にとって重要かつ不可欠な研究と思われる。研究代表者は、上記大正民訴法改正時の議論を明らかにした後、わが国及びオーストリア法における今日までの変遷に関して、手続集中理念と「弁論準備システム」を中心にその研究成果を公表した(詳細は拙稿「手続集中」理念とその方策としての弁論準備システム」河野正憲先生古稀記念論集『民事手続法の比較法的・歴史的研究』(慈学社・2014年12月))。本研究は、これらの研究の継続であり、残された手続集中理念に基づく審理手続システムの改革、とくに「上訴システム改革」と「訴訟主体の行為規律化(裁判官の積極性との関連において)」の内容と機能解明を目的とするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、わが国固有の民訴法構築を意識した「大正民訴法改正」の基盤となり、現行法にも引き継がれている「手続集中」理念の系譜と今日的意義を明らかにし、現代における民事訴訟の手続規律のあるべき姿の探求する点にある。「手続集中」は、オーストリア民訴法の基本理念であり、「適正かつ迅速な裁判の実現」のための方策である。そして、手続集中理念は、審理システムの改革と訴訟主体の行為規律化（裁判官の実体的訴訟指揮義務と当事者の行為義務化）をもたらした。本研究における研究対象は、手続集中ための主たる方法となる「審理システム（とくに弁論準備及び上訴システム）の改革」と「訴訟主体の行為規律化」について、その内容と機能を明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究では、上記の「手続集中」実現の方策をピックアップして研究を実施していく。つまり、本研究では、手続集中のための「上訴システム改革」と「当手続主体の行為規律化」という方策を比較法的かつ沿革的に研究、検討していった。本研究では、三つの観点からの考察方法をとった。つまり、この研究にあたり、根源、沿革、複眼という三つの観点からの考察を心掛けた。

第一の観点は、研究対象について、それはどのように生成されたのか、本来の意味は何であったかといった根源を探求することである。

第二の観点は、その対象がその後どのように変遷していったか、変わったとすれば何故かという、その沿革を探ることである。とくに、これまでの研究で明らかにしてきた「手続集中の理念」に基づき上記の二つの観点が、わが国の民事手続法をはじめ、オーストリア民訴法、ドイツ民訴法等において、どのような意義と機能(役割)が期待され、どのような規律がなされているか、その歴史的変遷を明らかにしていくこととした。

第三の観点は、その研究対象の現在における意義を、類似物や諸外国のそれと比較しつつ、地域性、社会性、経済性、国民性など多面的・複眼的視点から探求することである。これらの考察に基づき、現在の民事訴訟における研究対象の現実的検証を試みた。

4. 研究成果

本研究は、「適正・迅速かつ公正な裁判」の実現はなぜ「手続集中」に委ねられたのか、その根源に遡り、現在に至る変遷を明らかにし、わが国におけるこの実現に関する将来の展望を試みたものである。そして、本研究では、「手続集中」理念が明確に意識されたのは一八九五年のオーストリア民事訴訟法とその創設者フランツ・クラインの訴訟理念に遡ることができ、この理念がわが国大正民訴法改正に大きな影響を与え、「弁論集中」という形で、現行民訴法に受け継がれていることを明らかにした。しかし、我が国で重視された「弁論集中」と本書で対象とした「手続集中」とは、重なり合う部分はあるものの異なる点があること、そしてその理解の齟齬がわが国における「適正・迅速かつ公正な裁判」実現の障害となっていることを指摘した。とくに本研究で明らかにし、議論を展開したのは、手続集中のための方策の重点は上訴まで含めた審理システムの構築と訴訟主体（裁判官・当事者）の行為規律との組み合わせにあり、とりわけ、裁判官の積極性が手続集中の鍵となるとの考えである。そして、この考えとの関係において、わが国民民事訴訟の大原則である「弁論主義」の存在意義に関する批判的検討も本書では展開した。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3件)

松村 和徳、民事訴訟の現在問題、早稲田大学法務研究論叢第4号、査読無、2019

松村 和徳、手続集中理念と更新禁止原則、上野古稀祝賀論集『現代民事手続の法理』、査読無、2017、459 - 478

松村 和徳、手続手中理念と裁判官の積極性、民事訴訟雑誌 63号、査読無、2017、51 - 81

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 1件)

松村 和徳、成文堂、手続集中論、2019、350

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。